

### 組合員1人当たり医療費年額



奈良県：組合員1人当たり医療費年額

組合員分 全国 第4位 被扶養者分 全国 第6位

被扶養者の医療費は、組合員全体で負担するため、被扶養者が多く扶養率が高いと組合員の負担が重くなります。また、1人当たりの医療費も高額なため、奈良県の掛金負担金率は高い率となり、全国市町村職員共済組合連合会から調整・特別調整交付金を受けています。これらの交付金は、各都道府縣市町村職員共済組合から資金を集めて運営しています。このため、共済組合では交通事故の治療費の求償や公費負担医療受給者調査による附加給付の調整など、また、保健事業では健診や各種講座の開催などに取り組んでいますが、皆さんも、短期財政の現状をご理解いただき、適正な受診で医療費節約にご協力いただくようお願いします。

## ご協力ありがとうございました

## ございました

18歳以上で扶養手当の支給対象になっていない被扶養者の方を対象に実施しました「被扶養者資格確認調査」にご協力ありがとうございました。

調査の結果、調査対象者2628人中167人が、認定取り消しとなりました。認定取り消しとなった方のほとんどの場合は、収入額が認定限度額を超えていたため遡及して被扶養者の資格が取り消しになりました。

この調査は、毎年7月から8月に実施しますので、今後もよろしくお願ひします。

来年度の調査にも、次の書類が必要ですので、大切に保管してください。

● **事業・農業・不動産収入等のある方**

…確定申告書、市町村・県民税申告書、収支内訳書等の控

● **年金収入のある方**

…直近の年金証書・年金の改定通知書・年金の裁定通知書・年

金の振込通知書等の写

● **給与収入のある方**

…給与支給明細書等の写

給与などの恒常的な収入が過去1年間の累計（例えば、平成17年11月から平成18年10月までの1年間、平成17年12月から平成18年11月までの1年間）で年額130万円未満、また障害年金受給者や60歳以上の年金受給者の場合は、年金や給与などの恒常的な収入が年額180万円未満がそれぞれの認定限度額です。

組合員の皆さんが、被扶養者の状況をいつも正確に把握し、認定要件に該当しなくなった場合は、早急に取り消し手続きをお願いします。